

中部学院大学研究紀要投稿要項

(目 的)

第1条 この要項は、中部学院大学（中部学院大学大学院を含む）及び中部学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究紀要の投稿に関する事項を定めるものとする。

(投稿資格)

第2条 投稿論文を投稿できる者(以下「投稿者」という。)は、本学の専任教員（特任教員を含む）、非常勤教員並びに事務職員とする。ただし、共著の場合、論文筆頭者以外はこの限りではない。

(論文の種類)

第3条 研究紀要は研究論文、研究ノート、調査報告、実践報告及びその他に区分する。

2 前項に定める区分は、投稿者の申し出に基づき研究紀要編集委員会(以下「委員会」という)が決定する。

(研究紀要の仕様)

第4条 研究紀要の仕様は次の通りとする。

(1)原稿の上限は25字×50行×2段(1ページ2,500字)×10ページ(総字数25,000)とする。

(2)前項には図、表、写真、引用文献を含めるものとする。なお、図、表及び写真等のカラー印刷を希望する場合は、執筆者の実費負担とする。

(3)研究論文、研究ノートは英文サマリーを添付するものとする。

(投稿手続き)

第5条 研究紀要の投稿を希望する者は、あらかじめ所定の様式にて委員会に投稿申込を行わねばならない。

(投稿論文の審査)

第6条 投稿論文の掲載の可否は、委員会によって決定する。審査は本学教員もしくは、外部の専門研究者による複数の査読の結果に基づくものとする。

2 委員会は必要に応じて査読結果に基づいて執筆者に訂正を求めることができる。

(原稿の提出)

第7条 原稿の提出は電子データを添えて、委員会へコピーを含めて2部提出する。

(抜 刷)

第8条 抜刷の印刷は20部までを無料とし、これを超える部数は投稿者の負担とする。

(著作権及び電子化による公開)

第9条 本誌に掲載された著作物の著作権は執筆者に属する。

2 投稿者は、中部学院大学及び中部学院大学短期大学部機関リポジトリに本誌に掲載された著作物を電子化し、情報通信ネットワークにおいて全文を公開することを許諾したものとみなす。

(引用に伴う著作権・肖像権等)

第10条 他者の著作物等からの引用に伴う著作権（公衆送信権を含む）・肖像権等については、執筆者の責任において利用許諾を得るものとする。

(投稿論文の扱い)

第 1 1 条 投稿論文の審査結果に不服がある場合には、文書にて委員会に申し立てることができる。

(要項の改廃)

第 1 2 条 本要項は、大学評議会で改廃する。

附 則 [2014年7月8日 大学評議会]

この要項は2014年7月8日より施行する。

附 則 [2015年4月14日 大学評議会]

この要項は2015年4月14日より施行する。